

沖縄県立芸術大学教職課程委員会規程

(平成17年4月28日評議会決定)

改正 平成29年4月27日

(設置)

第1条 沖縄県立芸術大学（以下「本学」という。）に、教職課程委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、本学の教職課程に関する次に掲げる事項について審議し、その運営に当たる。

- (1) 教職課程のカリキュラムに関する事。
- (2) 教育実習に関する事。
- (3) 介護等体験に関する事。
- (4) 教職課程年報の編集に関する事。
- (5) 課程認定申請及び届出等に関する事。
- (6) その他教職課程に関する必要事項

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 全学教育センター長
- (2) 教職課程専任教員
- (3) 各学部の教務学生委員長
- (4) 造形芸術研究科及び音楽芸術研究科の運営委員長
- (5) 教務学生課長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、全学教育センター長をもって充てる。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(副委員長)

第5条 委員会に副委員長を置き、全学教育センター長が教職課程専任教員の中から指名する。

2 副委員長は、委員長の業務を補佐する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議決は、出席委員の過半数の賛成によって決定する。賛否同数のときは、議長がこれを決定する。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会へ出席させ、意見を聴くことができる。

(教育実習等専門部会)

第8条 委員会に、教育実習等専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。

2 専門部会は、教育実習及び介護等体験の実施に関する事項を審議する

3 専門部会は、次の各号に掲げる部会員をもって組織する。

(1) 教職課程専任教員

(2) 各専攻から選出された専任教員

4 前項第2号の部会員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 専門部会の長は、副委員長がこれに当たる。

6 第6条及び第7条の規定は、専門部会に準用する。

(庶務)

第9条 委員会及び専門部会の庶務は、教務学生課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て委員長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成17年4月28日から施行する。

2 沖縄県立芸術大学教育実習委員会規程（昭和63年12月15日教授会決定）は、廃止する。

3 この規程の施行の際、沖縄県立芸術大学教育実習委員会規程第3条により選出された委員は、この規程の第3条に基づいて選出されたものとみなす。

附 則（平成29年4月27日評議会決定）

この規程は、平成29年4月27日から施行し、平成29年4月1日から適用する。